

薬局機能情報提供制度【調査票】

記入例

様式第2号

薬局ID

空欄で結構です。
 (「とっとり医療情報ネット」の
 ログインIDとは異なります。)

1. 基本情報						
1	薬局の名称 <small>※薬局開設の許可証と同じ表記とする</small>	フリガナ	トットリヤッキョク			
		正式名称	とっとり薬局			
		英語表記(ローマ字表記可)	tottori yakkyoku			
2	薬局の開設者 <small>※法人にあっては、法人名および代表者の氏名を記載する。</small>	フリガナ	ユウゲンガイシャ トットリヤッキョク トットリ ハナコ			
		名前(法人の名称及び代表者氏名)	有限会社 とっとり薬局 (代表取締役) 鳥取 花子			
3	薬局の管理者 <small>※許可申請書と同じ表記とする</small>	フリガナ	トットリ ハナコ			
		氏名	鳥取 花子			
4	薬局の所在地 <small>※薬局開設の許可証と同じ表記とする</small>	郵便番号	〒680-8570			
		フリガナ	トットリシヒガシマチ			
		住所	鳥取市東町1丁目220番地			
		英語表記(ローマ字表記可)	tottorishi higashimachi			
		地図情報				
5	電話番号	TEL	0857-26-7203			
		(対応できない時間帯)	21:00 ~ 7:00			
	ファクシミリ番号	FAX	0857-26-8168			
6	営業日	曜日	開店時間		開店時間外で電話等で相談できる時間	
7.8	開店時間・ 開店時間外で相談できる時間 <small>※特記事項へは開店時間外の対応が可能な場合や夜間・休日営業の地域輪番・当番制に参加している場合等は、その内容等がわかるように記載してください。</small>	月	8:30	~	18:30	18:30 ~ 21:00
		火	8:30	~	18:30	18:30 ~ 21:00
		水	8:30	~	18:30	18:30 ~ 21:00
		木	8:30	~	13:00	13:00 ~ 21:00
		金	8:30	~	18:30	18:30 ~ 21:00
		土	8:30	~	13:00	13:00 ~ 21:00
		日		~		~
		祝日		~		~
	特記事項	毎月第3日曜日は、当番薬局として開店(8:30~17:00)				
9	地域連携薬局の認定の有無	有	※「有」とは、地域連携薬局の認定を受けている場合			
10	専門医療機関連携薬局の認定の有無	有	※「有」とは、専門医療機関連携薬局の認定を受けている場合			
		「有」の場合傷病の区分	がん			

2. 薬局へのアクセス						
11	薬局までの主な利用交通手段	最寄りの駅	路線名	JR山陰本線		
			駅名	鳥取駅		
		バス	経路1	バス停「県庁・日赤前」下車、徒歩2分		
			経路2			
			経路3			
		最寄り駅からの所要時間	自動車		分	
徒歩	JR鳥取駅より徒歩20分					
12	薬局の駐車場	駐車場の有無	あり			
		駐車台数	3台	※数字のみ入力してください		
		有料又は無料の別	無料			
		その他・特記事項				
13	案内用ホームページアドレス ※薬局ホームページを開設している場合に記載 ※当該ホームページが有料の場合はその旨を記載	URL	http://www.pref.tottori.lg.jp/			
		有料ページ				
14	案内用電子メールアドレス	メールアドレス	iryoushidou@pref.tottori.lg.jp			

3. 薬局サービス				
15	健康サポート薬局である旨の表示	健康サポート薬局	<input type="radio"/>	
16	相談に対する対応の可否	健康相談	<input type="radio"/>	
		禁煙相談	<input type="radio"/>	
		誤飲・誤食による中毒相談		
		その他相談	もの忘れ、認知症に関する相談	
17	薬剤師不在時間の有無	なし	※「有」とは、薬局開設許可申請又は変更届において薬剤師不在時間を「有」としている場合	
18	対応することができる外国語の種類		言語	対応レベル
			英語	日常会話程度
			ハンガル	
			広東語	
			北京語	
			台湾語	
			スペイン語	
			ポルトガル語	
			タイ語	
			タガログ語	
			ドイツ語	
			フランス語	
			ロシア語	
			※対応できない時間や曜日がある場合はその旨を記載	
	注意事項			
19	障がい者に対する配慮	聴覚障がい者に対する配慮の有無	あり	画面表示、文章又は筆談での服薬指導 手話通訳での服薬指導
		「あり」の場合	<input type="radio"/>	
		その他・特記事項	[]	
		視覚障がい者に対する配慮の有無	あり	薬袋・薬剤への点字表示(シール等) 服薬指導に用いる文書の点字による作成 音声案内
		「あり」の場合	<input type="radio"/>	
		その他・特記事項	[]	
		その他・特記事項	[]	

次の中から該当するレベルを記述して下さい
「片言」
「日常会話レベル」
「母国語並み」

20	車椅子の利用者に対する配慮	車椅子での来局の可否	可	
		スロープ	<input type="radio"/>	
		手すり	<input type="radio"/>	
		身障者用トイレ		
		車椅子利用者用駐車場		
		点状ブロック		
		昇降機		
		その他・特記事項	[]	

4. 費用負担等

21	医療保険及び公費負担等の取扱い	保険薬局指定	あり	
			その他知事等による指定	
			<input type="radio"/> 生活保護法指定医療機関	
			<input type="radio"/> 感染症(結核)指定医療機関	
			<input type="checkbox"/> 戦傷病者特別援護法指定医療機関	
			<input type="radio"/> 小児慢性特性疾病指定医療機関	
			<input type="radio"/> 母子保健法指定養育医療機関	
			<input type="radio"/> 難病医療法指定医療機関	
			<input type="checkbox"/> 公害医療機関	
			<input type="checkbox"/> 被爆者一般疾病医療機関	
			<input type="radio"/> 指定自立医療機関(育成医療)	
			<input type="radio"/> 指定自立医療機関(更生医療)	
			<input type="radio"/> 指定自立医療機関(精神通院医療)	
			<input type="checkbox"/> その他	
[]				

22	クレジットカードによる料金の支払い	「可」の場合、使用できるカードの種類	可	カードの使用の可否
			○	VISA
			○	MasterCard
			○	JCB
			○	AMERICAN EXPRESS
			○	Diners Club
				その他
				[]

5. 業務内容・提供サービス

23	認定薬剤師の種類及び人数	<p>※認定薬剤師: 中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師 ※公益社団法人薬剤師認定制度認証機構(CPC)の認証機関による認定制度については認定団体名に(CPC)と表示</p>	認定薬剤師の名称	認定団体名		
			研修認定薬剤師	(公財)日本薬剤師研修センター(CPC)	1	人
			プライマリ・ケア認定薬剤師	(一社)日本プライマリ・ケア連合学会(CPC)		人
			在宅療養支援認定薬剤師	(一社)日本在宅薬学会(CPC)		人
			漢方薬・生薬認定薬剤師	(公財)日本薬剤師研修センター・(一社)日本生薬学		人
			緩和薬物療法認定薬剤師	(一社)日本緩和医療薬学会		人
			小児薬物療法認定薬剤師	日本小児臨床薬理学会・(公財)日本薬剤師研修センター		人
			骨粗鬆症マネージャー	(一社)日本骨粗鬆症学会		人
			日本禁煙学会認定指導者	(一社)日本禁煙学会		人
			公認スポーツファーマシスト	(公財)日本アンチ・ドーピング機構		人
			認定実務実習指導薬剤師	(公財)日本薬剤師研修センター		人
			その他			
			[] []			人
			[] []			人
[] []			人			
24	健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数	1人	※健康サポート薬局の届出の有無にかかわらず、当該研修を修了した薬剤師の人数(常勤・非常勤にかかわらず実数)を記載する。ただし、研修修了証の有効期限が切れている場合は含まない。			

25	薬局業務内容	無菌調剤の実施の可否	否	※「可」は施設基準に適合している旨を、中国四国厚生局鳥取事務所へ届け出ている場合に限る	
		(他薬局の無菌調剤室の共同利用を行う場合、その薬局の名称・所在地)	[所在地] [名称]		
		一包化調剤実施の可否	可	※「可」は薬局の任意で薬包紙により個別に実施する場合も含む	
		麻薬調剤実施の可否	可	※「可」は麻薬小売業者免許を有する場合	
		浸煎薬、湯薬実施の可否	否	※「可」は生薬(漢方を含む。)の浸煎薬・湯薬を調剤することができる場合	
		薬局製剤実施の可否	否	※「可」は薬局製剤の製造販売承認を受けており、かつ製造販売業許可を受けている場合に限る	
		在宅調剤の実施の可否	可	※「可」は在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を、中国四国厚生局鳥取事務所へ届け出ている場合に限る	
		オンライン服薬指導実施の有無	有	※「有」は規則第15条の13第2項に規定する方法で服薬指導を実施している場合	
		電子処方箋受付の可否	否	※「可」は電子処方箋の運用ガイドラインに準拠した電子処方箋により調剤ができる場合	
		薬歴管理実施の有無	あり		
		薬暦管理(電子化)	あり		
		「お薬手帳」交付の可否	可		
	電子お薬手帳への対応の可否	否	※「薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について」(H19.3.26付薬食総発第0326001号厚生労働省医薬食品局総務課長通知。R3.1.29付薬生総発0129第5号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知により改正。)以下、「留意点通知」という。)を参照のこと。		
26	地域医療連携体制	医療連携の有無			
		①プレアポイド事例の把握・収集に関する取組の有無	なし	※「留意点通知」参照のこと。	
		②プロトコルに基づいた薬物治療管理(PBPM)の取組の有無	あり	※「留意点通知」参照のこと。	
		地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無	なし	※薬局が所在する地域に地域医療情報連携ネットワークがある場合に、そのネットワークに参加し、患者情報の共有等による薬学的管理の向上に取り組んでいる場合は「あり」とし、それ以外の場合は「なし」とする。	
		入院時の情報を共有する体制の有無	あり	※医療機関の医師又は薬剤部や地域医療(連携)室等との連携により、入院時の情報を共有する体制がある場合は「あり」とし、それ以外の場合は「なし」とすること。	
		退院時の情報を共有する体制の有無	あり	※医療機関の医師又は薬剤部や地域医療(連携)室等との連携により、退院時カンファレンスへの参加や退院時の情報を共有する体制がある場合は「あり」とし、それ以外の場合は「なし」とすること。	
		受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無	あり	※薬局の利用者からの健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行う際に、利用者の同意を得た上で、当該利用者の情報等を文書により医療機関(医師)に提供する体制がある場合は「あり」とし、それ以外の場合は「なし」とすること。	
		地域住民への啓発活動への参加の有無	あり	※地方公共団体や地区薬剤師会等が地域住民に対して開催している薬の特性や適正使用の必要性等に関する講習会、学校教育等の啓発活動へ参加等を行っている場合については「あり」とし、それ以外の場合は「なし」とすること。	

6. 実績・結果				
27	薬局の薬剤師数	薬剤師数	3人	※「薬局等の許可等に関する疑義について(回答)」(平成11年2月16日付医薬企第16号)の記1を参照
28	医療安全対策の実施	副作用等に係る報告の実施件数(前年1年間)	1件	※薬機法第68条の10第2項に者の基づく副作用等の報告を実施した延べ件数を記載する。
		医療安全対策に係る事業への参加の有無	あり	※薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事例等の収集に参加している場合は「あり」、それ以外の場合は「なし」とすること。その他、「留意点通知」参照のこと。
29	感染防止対策の実施の有無	感染防止対策の実施	あり	※手指消毒用アルコール等の設置、パーティション・防護シートの設置等、感染防止対策を実施し、その旨を利用者に対しても薬局に掲示等により周知している場合は「あり」とし、それ以外の場合は「なし」とすること。
30	情報開示の体制	情報開示	あり	※「あり」は患者本人からの求めに基づいて、調剤録、薬歴、レセプト等の情報を開示する場合
31	症例を検討するための会議等の開催	定期的な実施の有無	あり	※薬歴、服薬指導等の実践に基づく服薬遵守(コンプライアンス)の状況等の確認、指導内容の改善、相談対応等の改善を目的とした検討を定期的実施している場合は「あり」とし、それ以外の場合は「なし」とすること。
32	患者数(処方箋を応需した延べ人数)	前年度実績	12000人	
33	医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数	前年1年間	36件	※在宅患者訪問薬剤管理指導料等の算定にかかわらず、医療を受ける者の居宅等において調剤業務を実施した延べ件数を実数で記載する。
34	健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数	前年1年間	3回	※健康サポート薬局研修を修了していない薬剤師の参加回数は含まない。 健康サポート薬局研修を修了した複数の薬剤師が同一会議に参加した場合は、1回として計上。
35	患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数	前年1年間	24回	※患者、その家族等若しくは医療機関の求めがあった場合又は薬剤師がその必要性を認めた場合において、患者の同意を得た上で、患者の服薬状況等を服薬情報等提供料に係る情報提供書等の文書により医療機関(医師)に提供した回数を実数で記載する。 服薬情報等提供料の算定の有無にかかわらず、報告して差し支えない。
36	患者満足度調査	調査の実施の有無	なし	※「あり」は前年1年以内に薬局が提供するサービスに関してアンケート等の調査を行った場合
		調査結果の提供の有無		

7. 地域連携薬局等に関する事項				
37	地域連携薬局 認定(更新)申請の前月までの過去1年間の実績	地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師の人数	1 人 ※規則第10条の2第3項第8号に規定する地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤として勤務している薬剤師の人数を記載する。	
		医療機関に情報を共有した回数		
		入院時の情報共有回数	40	回 ※「留意点通知」参照のこと。
		退院時の情報共有回数	50	回 ※「留意点通知」参照のこと。
		その他の情報共有回数	10	回 ※「留意点通知」参照のこと。
		休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数	15	回 ※認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の2第3項第2号に基づき、休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に調剤を行った回数を記載する。
		在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数	5	回 ※認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の2第3項第3号に基づき、在庫として保管する医薬品を他の薬局開設者に提供した回数を記載する。
		麻薬に係る調剤を行った回数	480	回 ※認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の2第3項第4号に基づき、麻薬に係る調剤を行った回数を記載する。
		無菌製剤処理に係る調剤を実施した回数		
		当該薬局において実施した回数	270	回 ※「留意点通知」参照のこと。
		他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数	5	回 ※「留意点通知」参照のこと。
		他の薬局を紹介する等により実施した回数	0	回 ※「留意点通知」参照のこと。
地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数	45	回 ※認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の2第3項第10号に基づき、地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数を記載する。		
居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した回数	60	回 ※認定(更新)申請の前月末までの過去1年間に、規則第10条の2第4項第1号の実績を記載する。		

38	専門医療機関連携薬局 認定(更新)申請の前月までの過去1年間の実	傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた薬剤師の人数	1	人	がん
		認定に係る傷病の区分に該当する利用者の情報を専門医療機関へ共有した回数	15	回	※認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の3第3項第2号に基づき、同項第1号の医療機関に情報を共有した回数を記載する。
		休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数	40	回	※認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の3第4項第2号に基づき、休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に調剤を行った回数を記載する。
		在庫として保管する傷病の区分に係る医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数	12	回	※認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の3第4項第3号に基づき、在庫として保管する傷病の区分に係る医薬品を他の薬局開設者に提供した回数を記載する。
		麻薬に係る調剤を行った回数	70	回	※認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の3第4項第4号に基づき、麻薬に係る調剤を行った回数を記載する。
		地域における他の薬局開設者に対して傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行った回数	12	回	※認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の3第4項第9号に基づき、地域における他の薬局開設者に対して傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行った回数を記載する。
		地域における他の医療提供施設に対し傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数	24	回	※認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の3第4項第10号に基づき、地域における他の医療提供施設に対して傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数を記載する。